

監理団体の業務の運営に関する規程

施行 平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この規定は、外国人における技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、あまテラス事業協同組合（以下「本組合」という。）において監理事業を行うにあたって必要な事項について、規程として定めるものとする。

(求人)

第2条 本組合は、「取扱職種の範囲」の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、又はその申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、及び団体監理型実習実施者（以下「実習実施者」という。）又は実習実施者並びに団体監理型実習実施者になろうとする者（以下「実習実施者等」という。）が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しないこととする。

- 2 求人の申込みは、実習実施者等又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票により申込みを行うこととする。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも受け付けを行う。
- 3 求人の申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方針以外の方法により明示することができる。

(求職)

第3条 本組合は、「取扱職種の範囲」の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理することとする。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、これを受理しないこととする。

2 求職申込みは、団体監理型技能実習生（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとするものをいう。以下「技能実習生」という。）又は団体管理が多義の実習生になろうとする者（以下「技能実習生等」という。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求職票により申し込みを、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールによって行うこととする。

（技能実習に関する職業紹介）

第4条 技能実習生等には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるようにするための助力を行う。

2 実習実施者等には、その希望に適合する技能実習生等を紹介するための助力を行う。

3 技能実習紹介に際しては、技能実習生等に技能実習に関する職業紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望がある場合には電子メールの使用により明示する。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示する。

4 技能実習生等を実習実施者等に紹介する場合は、紹介状を発行する。その紹介状を持参し実習実施者との面接を行うこととする。

5 求人、求職の申込みを受けた場合、責任をもって技能実習に関する職業紹介を行うこととする。

6 本組合は、労働争議に対する中立の立場を取るため、同盟罷業又は閉鎖の行われている間は、実習実施者等に技能実習に関する職業紹介は行わないこ

ととする。

- 7 就職が決定した場合、実習実施者等から監理費を別表1に基づき徴収する。
(団体監理型技能実習の実施に関する監理)

第5条 実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(以下「外国人技能実習等に関する規則」という。)第52条第1号イからホまでに定める方法(技能実習生が従事する業務の性質上、当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法)によって3箇月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行うこととする。

- 2 第1号監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1箇月に1回以上の頻度で、実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、実習実施者に対し必要な指導を行なうこととする。
- 3 技能実習を労働力の需要の調整手段と誤認させるような方法によって、実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介は行わないこととする。
- 4 一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ入国後の講習の期間中は、技能実習生を業務に従事させないこととする。
- 5 技能実習計画作成の指導にあたって、技能実習を行わせる事業所及び技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、外国人技能実習等に関する規則第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行なうこととする。
- 6 技能実習生の帰国費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるような措置を講ずる。
- 7 技能実習生との間で、認定計画を反とする内容の取り決めは行わないこととする。

- 8 実習監理を行っている技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、実習実施者及び実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じることとする。
- 9 本組合内に監理団体許可証を備え付けるとともに、本組合内の一般の閲覧に便利な場所に本規程を提示する。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望した場合は、技能実習を行なうことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行うこととする。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施する。

(監理責任者)

- 第6条 本組合の監理責任者は島谷太とする。
- 2 監理責任者は以下に関する事項を統括管理する。
 - (1) 技能実習生の受け入れの準備
 - (2) 技能実習生の技能等の修得等に関する実習実施者への指導及び助言並びに連絡調整
 - (3) 技能実習生の保護
 - (4) 実習実施者及び技能実習生の個人情報の管理
 - (5) 技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習者との連絡調整に関すること。
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構、その他の関係機関との連絡調整

(監理費の徴収)

- 第7条 監理費は、実習実施者へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収する。
- 2 監理費は、実習実施からの求人の申込みを受けて受理したとき以降に実習実施者から別表1に基づき徴収する。
その額は、実習実施者と技能実習生との間における雇用関係の成立、あっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国

の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。) の額を超えない額とする。

- 3 監理費は、入国前講習に要する費用にあっては、入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては、入国後講習の開始日以降に、実習実施者から、別表1の監理表に基づき徴収する。その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用(監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号技能実習生に支給する手当てその他の実費に限る。)の額を超えない額とする。
- 4 監理費(監査指導費)は、技能実習生が実習実施者の事業所において業務に従事し始めたとき以降一定期間ごとに当該実習実施者から別表1の監理費表に基づき徴収する。その額は、技能実習の実施に関する監理に要する費用(実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費、その他の実費に限る。)の額を超えない額とする。
- 5 監理費は、当該費用が必要となった時以降に、実習実施者から別表1の監理費表に基づき徴収する。その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に限る。)の額を超えない額とする。

(その他)

第8条 本組合は、国及び地方公共団体の機関であって、技能実習に係る事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る実習実施者等又は技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応する。

- 2 雇用関係が成立した場合、実習実施者、技能実習生の両方から本組合に対して、その報告を行うこと。また、技能実習に関する職業紹介をされたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告を行うこととする。
- 3 本組合は、技能実習生又は、実習実施者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うこととする。
- 4 本組合は、技能実習生又は実習実施者に対し、その申込みの受理、面接、

指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切行わないこととする。

- 5 本組合の取扱職種の範囲は別表2－職種表－のとおりとする。
- 6 本組合の業務の運営に関する規定は以上とし、本組合の業務は、全て技能実習関連法令に基づいて運営されることとする。疑義等生じた場合は監理団体へ問い合わせすることとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事長の決裁を経て行う。

附 則

この規約は、監理団体として国に許可された日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年8月6日より施行する。

別表1

監理費表（特定監理事業）

監理団体：あまテラス事業協同組合
所在地：兵庫県尼崎市南塚口町1-6-9
責任者役職・氏名 代表理事 西本 誠

費用	管理費の種類	監理費	備考
職業紹介費		0円	無料職業紹介所のため徴収しない
講習費	施設使用料	83,000円	施設使用料÷受講者数
	講師謝礼	0円	講師謝金÷受講者数
	講習手当	60,000円	実費
監査指導費	監査に要する人件費	10,000円	年間人件費÷技能実習生数
	監査に要する交通費	13,000円	年間交通費÷技能実習生数
その他諸経費	技能実習生渡航に要する費用（入国費用）	60,000円	実費
	技能実習生渡航に要する費用（一時帰国費用等）	60,000円	実費
	技能実習生渡航に要する費用（帰国費用）	60,000円	実費
	健康診断等の支援に要する費用	10,000円	実費
	技能実習生保険加入に要する費用	36,000円	実費
	技能検定（評価）試験要する費用（2回分）	50,000円	実費
	人件費・事務諸経費	90,000円	年間人件費・事務諸経費：技能実習整数
	募集及び選抜に要する交通費	150,000円	実費
	外国の送出機関へ支払う費用	5,000円	協定書参照
合計		687,000円	

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。

別表2

あまテラス事業協同組合取扱職種表

コード	職種	コード	作業
3-2	建築板金	1	ダクト板金
		2	内外装板金
3-8	とび	1	とび
3-15	内装仕上げ施工	1	プラスチック系床仕上げ工事
		2	カーペット系床仕上げ工事
		3	鋼製下地工事
		4	ボード仕上げ工事
		5	カーテン工事
3-17	防水施工	1	シーリング防水工事
3-21	建設機械施工	1	押土・整地
		2	積込み
		3	掘削
		4	締固め
4-9	そう菜製造業	1	そう菜加工
4-11	医療・福祉施設給食製造	1	医療・福祉施設給食製造
6-4	機械加工	1	普通旋盤
		2	フライス盤
		3	数値制御旋盤
		4	マシニングセンタ
6-5	金属プレス加工	1	金属プレス
6-7	工場板金	1	機械板金
6-8	めっき	1	電気めっき
		2	溶融亜鉛めっき
6-13	電子機器組立て	1	電子機器組立て
6-14	電気機器組立て	1	回転電機組立て
		2	変圧器組立て
		3	配電盤・制御盤組立て
7-2	印刷	1	オフセット印刷
7-6	塗装	2	金属塗装
		4	噴霧塗装作業
7-7	溶接	1	手溶接
		2	半自動溶接
7-9	紙器・段ボール箱製造	1	印刷箱打抜き
		2	印刷箱製箱
		3	貼箱製造
		4	段ボール箱製造
7-12	ビルクリーニング	1	ビルクリーニング
7-13	介護	1	介護

監理団体:あまテラス事業協同組合

所在地:兵庫県尼崎市南塚口町1-6-9 塚口ビル3F

代表理事:西本 誠